

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月21日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「8.07」を「8.38」に改める。

第9条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「39,710円」を「43,100円」に改める。

第10条中「62万円」を「64万円」に改める。

第14条第1項第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第41条（見出しを含む。）及び第42条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高

齡者医療に関する条例の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、平成31年度分までの保険料については、なお従前の例による。